

の門上に鳥二つやどりし、一は兩羽に白文交りたるを見たり、又子が同僚なる成瀬某が土藏の屋の間に雀巢くひて、子産みし雛の中に、白雀一つありきと語りき、又先つ年、予柳營に上りし日、田舎にて白雁に黒文あるを生捕りにして、籠にこめて鳥見司の奉りしを見たり、常に變文あるまじきものに變文あれば、鵬鷺などは常に變文ある物なれば、さまざま、無量なるべきなり、天生自然の變化にて定りなければ、奇怪の文又再あり、ともいひがたく、なしとも定めがたし、以上眞羽文考といはれたり、これうきたる事にあらず、下總葛飾郡茨木村勘藏といへる者、白黒斑文なる鴨を生捕りにしてもて來たり、我○齋藤産麻呂にみせて、さて芝のほとりの大廈へ持ち行きたるを、まのあたり見たり、其者今にながらへあり、又大名小路の上屋敷の吾徒の詰所の庭へ頭尾白き雀の白腹なるが群雀に交りて、二三日來りつれど、其後ふつに見えず、人や捕りつらん、我若年の頃の射術の師なる、岡崎侯の御内川來十郎左衛門方に、秘めもたる八幡鷹といへる羽一枚あり、大わしの中黒變文なるべし、岡崎は故ありて、弓術免許の地なれば、武士はさらなり、農民商人神司法師醫師にいたるまでの射せざるはなし、さる故に染羽の巧みなること、江戸も及ばず、されど實の變文と染羽とはたがへる處あり、彼八幡鷹は實の變文なり、

〔經濟要録六〕羽毛第十一

鳥羽ノ雅ナル者ハ、以テ箭ニ削削ベク、且其尾ノ麗シキ者ヲ以テ、武器ノ華彩ヲ壯嚴ニスベク、或ハ文房ノ美觀ニ供フベシ、又毛ノ軟ニシテ鮮明ナルハ、以テ鶴裝ノ類ヲ織ルベク、毛ノ極テ細小ナルハ、以テ褥ノ綿ト爲シ、斑斑文花ノ代リニ用ユベシ、白鶴ノ翅ノ羽ヲ本モト白ト稱ス、箭削削羽ノ最上ナリ、黒鶴ノ翅ノ羽ヲ本黒ト稱ス、第二等ノ羽トス、此二種ノ羽ヲ白蒲呂シロホ、黒蒲呂クロホト名テ、弓箭家ノ甚ダ珍重スル所ナリ、或ハ鶴ノ羽ヲ白蒲呂トシ、鶴コウ羽ヲ黒蒲呂トスル有レドモ、此ハ偽物ノミ、鷺ノ羽ト鷹ノ羽ハ、白黒ノ蒲呂ニ亞ギタル貴品ナリ、其次ハ白鷺、朱鷺キ、鶺鴒メナヅル、青鶺鴒アホサギ、雉ヤマトリ、雉子等ノ羽ナリ、